

箕面森町への「(仮称) 履正社大学《構想中》」の誘致に合意

平成25年(2013年)4月25日(木)

箕面市・大阪府・学校法人履正社は、本日「箕面森町における大学の設置に関する基本協定書」を締結し、箕面森町にスポーツ指導者や体育教員の養成を目的とする4年制大学を誘致することで合意しました。また、これに合わせ箕面市と新設大学の連携協力に関する「基本合意書」を箕面市と学校法人履正社で締結しました。

箕面市では、「子育てしやすさ日本一」をめざし、箕面森町に保育所、認定こども園、小中一貫校などの教育施設の充実を図ってきましたが、さらなる教育環境の充実やまちの活性化が期待できることから、大阪府と協調し大学誘致にむけ平成24年4月から学校法人履正社と協議を重ねた結果、本日合意に達したものです。

今後は、平成27年4月の大学開校に向け、具体的な協議をすすめていきます。

1. 大学誘致合意までの経過

箕面市・大阪府・学校法人履正社は、本日「箕面森町における大学の設置に関する基本協定書」を締結し、箕面森町にスポーツ指導者や体育教員の養成を目的とする4年制大学を誘致することで合意しました。また、これに合わせ箕面市と新設大学の連携協力に関する「基本合意書」を箕面市と学校法人履正社で締結しました。

箕面市では、「子育てしやすさ日本一」をめざし、箕面森町に保育所、認定こども園、小中一貫校などの教育施設の充実を図ってきましたが、さらなる教育環境の充実やまちの活性化が期待できることから、大阪府と協調し大学誘致にむけ平成24年4月から学校法人履正社と協議を重ねた結果、本日合意に達したものです。

2. 新設される大学の概要

- 名称 (仮称) 履正社大学
- 設置主体 学校法人履正社
- 開校予定 平成27年4月1日
- 場所 右図の通り
- 学生定員 段階的に400名から800名
(総収容人員)
- 敷地面積 約126,000㎡
- 施設概要 本校舎およびスポーツ施設等
(施設内容は学校法人履正社
で調整中)
- 教育概要 スポーツ指導者
スポーツトレーナー
体育教員等の養成



* 以上の内容については、現在構想中のため今後変更等が生じる可能性があります。

3. 箕面市と大学の連携協力について

箕面市と学校法人履正社で締結した基本合意書では、箕面市と新設大学の連携協力に関して、下記の内容について具体的な検討協議をすることとしています。

- ① 市民と大学の交流や公開セミナー、子ども向けスポーツ教室の開催
- ② 大学のスポーツ施設の市民利用
- ③ 大学図書館の市民利用及び市立図書館との連携実施
- ④ 公共交通による学生等の通学
- ⑤ 市立小中学校への教育実習の受け入れ

これにより、図書館、スポーツ施設の市民利用や学習機会の増加など文化、スポーツ面の市民サービスの充実や地域の活性化や発展並びに経済的効果が大きく期待できます。

また、多くの学生が箕面森町のすばらしい自然環境の中で学生生活を送り、卒業後全国各地で活躍することで、箕面の魅力を全国に発信できると期待できます。

今後は、平成27年4月の大学開校に向け、合意書に基づき具体的な協議をすすめていきます。

問い合わせ先

地域創造部 活力推進室

特定地域活性化担当

電話：072-724-6741（直通）

箕面森町における大学の設置に関する基本協定書

学校法人履正社（以下「甲」という。）、大阪府（以下「乙」という。）及び箕面市（以下「丙」という。）は、甲による北部大阪都市計画事業水と緑の健康都市特定土地区画整理事業地内での大学の設置について、次のとおり基本協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（大学の設置）

第2条 甲は、別図の位置において、平成27年4月を目途にスポーツ・教育系の大学を設置する。

（円滑な事業推進への協力）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の大学の整備及び運営が円滑に進むよう、協力して事業推進に努める。

（地域活性化の取り組み）

第4条 甲は、地域貢献に資する取り組みを積極的に行うこととし、丙は甲の取り組みに対する支援について具体的な協議を実施する。

（土地の売却）

第5条 乙は、丙の要請に基づき、別図の土地を甲に売却する。

（協議事項）

第6条 この協定書に定める事項について疑義のあるとき、または定めのない事項については甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

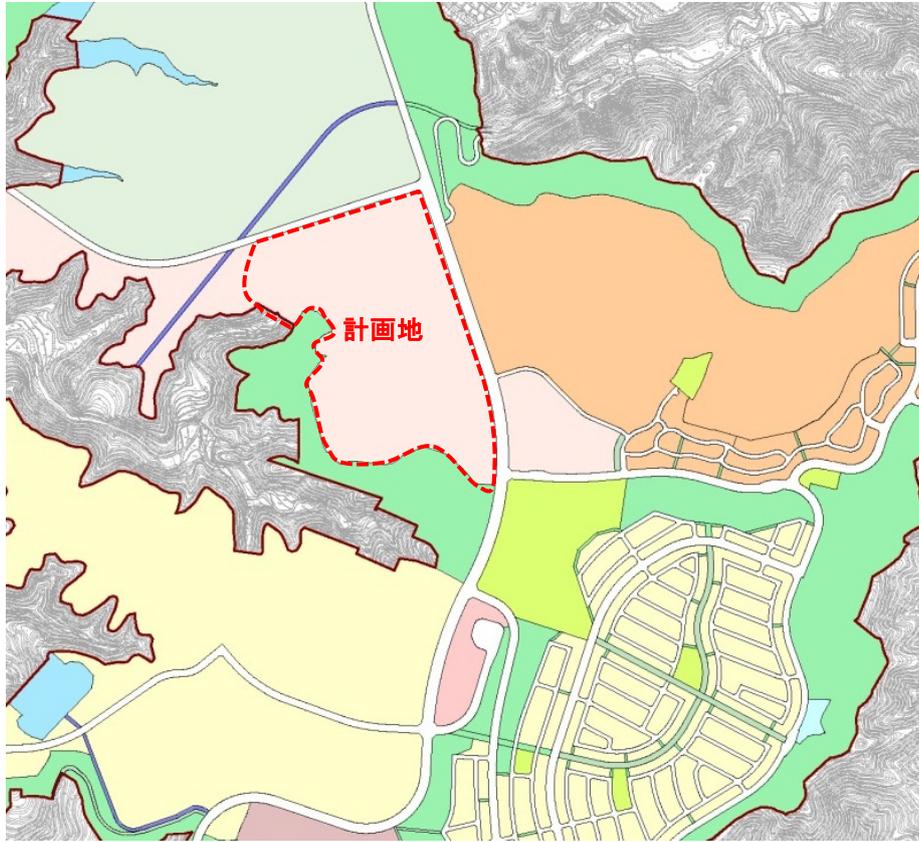
平成25年4月25日

甲 学校法人履正社
理事長 釜谷 行藏

乙 大阪府
箕面整備事務所長 小寺 康裕

丙 箕面市
市長 倉田 哲郎

(別図)



基本合意書

学校法人履正社（以下、「甲」という。）、箕面市（以下、「乙」という。）及び箕面市教育委員会（以下、「丙」という。）は、平成25年4月25日付け「箕面森町における大学の設置に関する基本協定書」第4条について、以下のとおり基本的に合意する。

1. 開設する学校内に地域住民との交流やコミュニティ醸成の機能の設置、公開セミナーの実施に向け、甲、乙及び丙にて協議検討する。
2. 開設する学校内に子ども連れで集うことができる場の開放や、子ども向けのスポーツ教室などの実施に向け、甲、乙及び丙にて協議検討する。
3. 開設する学校内に設けるスポーツ施設について、市民活用ができるよう甲、乙及び丙にて協議検討する。
4. 市が運営する文化・スポーツ・教育施設について、甲の学生生活用ができるよう甲、乙及び丙にて協議検討する。
5. 開設する学校内に設ける図書館について、市民利用及び市立図書館との連携実施に向け、甲、乙及び丙にて協議検討する。
6. 甲が学校を開設することに伴い発生する通学のための学生の公共交通手段について、甲及び乙にて協議検討する。
7. 甲が教職課程を設け、その教員養成の一環として実施する教育実習の受け入れ先として、箕面市内に希望があった場合は、実習校とすることについて、甲、乙及び丙にて協議検討する。
8. その他、有益にして必要と認める分野については、その都度甲、乙及び丙にて協議検討する。

上記の内容について合意したことの証として、本書3通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年4月25日

甲 学校法人履正社
理事長 釜谷 行藏

乙 箕面市
市長 倉田 哲郎

丙 箕面市教育委員会
教育長 具田 利男